

理学療法士臨床実習指導者 各位

(公社) 岐阜県理学療法士会  
会長 舟木 一夫  
学術局長 小池 孝康  
岐阜県臨床実習指導者講習会三者協議会

## 岐阜県における臨床実習指導者講習会の要綱について

謹啓 時下、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、理学療法士養成校実習生への教育活動につきまして、多大なるご支援を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 5 日付にて、厚生労働省より各都道府県知事に向け「理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則」ならびに「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」の改正が通知されました。

当該規則・ガイドラインは令和 2 年 4 月 1 日より適用されますが、実に多くの改正がなされております。特に臨床実習に関して、令和 2 年度入学生以降の臨床実習においては、**実習指導者は免許を受けた後 5 年以上臨床業務に従事した者であり、かつ各都道府県で開催される臨床実習指導者講習会を修了した者**が実習指導を行うよう義務付けられました。

これにあたり、岐阜県内の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の各士会ならびに養成校代表者が協議会を設置し、講習会開催に向けた三者協議会を設立し、協議を重ねてまいりました。

つきましては、理学療法士団体の開催する講習会として、令和元年度より **(公社) 岐阜県理学療法士会と岐阜県下理学療法士養成校の共催による臨床実習指導者講習会を開催することといたしました。**

なお、**開催・受講における詳細は 2 ページ目の通り**となります。

各位におかれましては、実習指導教育法の充実、自己研鑽の観点から、ぜひ本講習会をご受講いただき、今後の理学療法を担う後輩育成にご尽力を賜りますよう、ご理解、お力添えをお願い申し上げます。

謹白

## 【開催・受講要綱】

正式名称：厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会（岐阜）

主催：（一社）全国リハビリテーション学校協会・（公社）日本理学療法士協会・（一社）日本作業療法士協会

共催：（公社）岐阜県理学療法士会・岐阜県下理学療法士養成校

受講対象：臨床業務経験が満4年以上の理学療法士・作業療法士\*

※ 作業療法士の開催する同講習会とはカリキュラムが異なります。

修了要件：16時間（2日間）連続開催される講習会の全カリキュラムを受講すること

※ 遅刻・早退・欠席の際、修了証は付与されません。

※ お申し込み後のキャンセルはできません。

実習指導対象：令和2年度以降入学の理学・作業療法士養成校実習生すべて（見学実習を除く）

その他：事前に以下QRコードもしくはリンク内の添付文書を必ず熟読のうえご受講ください。



（公社）日本理学療法士協会 HP

[厚生労働省] 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン／

理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針

[http://www.japanpt.or.jp/info/20181009\\_02.html](http://www.japanpt.or.jp/info/20181009_02.html)

開催案内：令和元年度

岐阜県理学療法士会ホームページ内、県内研修のお知らせ

「厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会（岐阜）開催のご案内」.pdf をご確認ください。

令和2年度（予定）

令和2年4月25日（土）～26日（日） 岐阜保健大学

令和2年5月16日（土）～17日（日） 平成医療短期大学

令和2年6月20日（土）～21日（日） 中部学院大学

問い合わせ先：西沢 喬（人材育成サポート部長）

E-mail : gifujissyuu@gmail.com